

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、公正かつ透明性のある経営、企業の社会的責任を遂行するうえで、社会規範に則り法令遵守に徹した事業活動を展開するため、内部統制システムの整備を行い、コーポレート・ガバナンスを強化・充実することがきわめて重要な課題であると認識しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

すべての原則について、2018年6月のコード改訂を踏まえて記載しております。

[補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境づくり、招集通知の英訳]

外国人株主の比率が極めて低いため、現在のところ、議決権の電子行使への対応や招集通知の英訳については実施しておりません。

[原則1-4 政策保有株式]

当社は、政策保有先との中長期的な取引関係の維持・強化など事業戦略上の重要性やリスク、保有株式の縮減等につき、必要に応じ個別に検証し、適切と認められる株式については保有していく方針です。

また、現在のところ具体的な議決権行使基準を定めておりませんが、政策保有先の中長期的な企業価値向上と当社の政策保有方針の観点から議決権行使を行います。

[補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供]

外国人株主の比率が極めて低いため、英語での情報開示・提供は現在のところ実施しておりません。

[補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置]

社外取締役(独立社外取締役を含む)は、取締役会における重要事項の決定に適切に関与し、助言を得ているため、現在のところ任意の諮問委員会を設置しておりません。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

取締役会全体の実効性評価と概要開示につきましては、今後検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社と役員との取引につきましては、会社法の定めに基づき、取締役会の承認を要することとしております。なお、当社には該当する主要株主はありません。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は現在、企業年金制度を実施しておりません。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 経営理念

当社グループは、運送事業を中核とした総合物流サービス業を目指し、広く地域社会に貢献、公共の福祉に寄与することを使命としております。当社グループの提供するサービスが、顧客に信頼され、産業活動の発展に寄与し、株主、取引先、従業員等すべての人々の期待に応えることを経営理念としております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、公正かつ透明性のある経営、企業の社会的責任を遂行するうえで、社会規範に則り法令遵守に徹した事業活動を展開するため、内部統制システムの整備を行い、コーポレートガバナンスを強化・充実することがきわめて重要な課題であると認識しております。

(3) 取締役・経営陣幹部の報酬決定の方針と手続き

当社は、平成元年6月29日の株主総会決議により取締役の報酬限度額を定めており、その範囲内において職責や業績等を考慮しつつ取締役会で決定しております。

取締役でない経営陣幹部の給与等につきましては賃金規程に従っております。

(4) 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名の方針と手続き

経営陣幹部・取締役の選解任につきましては、業績面に加え適性やコンプライアンスに関する見識等を有することを基準としており、取締役会で決定しております。

監査役候補の指名につきましては、財務・会計に関する知見やコンプライアンスに関する見識等を有することを基準としており、監査役会の同意を得て取締役会で決定しております。

(5) 選解任・指名についての説明

取締役・監査役の選任につきましては、株主総会招集通知に個々の経歴を記載しており、社外役員につきましては個々の選任理由を記載しております。解任の事案が生じた場合はその理由について記載いたします。

[補充原則4-1-1 取締役会から経営陣に対する委任の範囲]

取締役会における決議事項は、法令、定款に定める事項の他、取締役会規程に定める事項においてその範囲を明確にしております。経営陣に委任する職務は、職務権限規程によりその範囲を定めております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い独立社外取締役を選任しております。

[補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方]

当社の取締役会（社外取締役2名を含む）は、会社の重要事項の決定と監視・監督の役割を果たすため、全体として多様な知見と経験がバランスされるよう考慮しております。

取締役の選解任につきましては、原則3-1 (4) をご参照ください。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況]

役員個々の兼務状況につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社では、随時セミナー・研修等へ参加する機会を提供し、取締役・監査役に求められる役割と責務に対する理解を深めるための取り組みを行っております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社ホームページにおいてIR情報の掲載を充実させるとともに、IRに関するお問い合わせに対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,524,000	6.92
西尾総合印刷株式会社	1,357,914	6.17
マルケー従業員持株会	1,253,316	5.69
福山通運株式会社	1,000,000	4.54
株式会社中国銀行	949,333	4.31
両備ホールディングス株式会社	939,333	4.26
東洋ゴム工業株式会社	675,000	3.06
三井住友信託銀行株式会社	580,000	2.63
堀口祐司	562,000	2.55
株式会社岡山マツダ	474,760	2.15

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西尾 源治郎	他の会社の出身者								○			
有澤 和久	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西尾 源治郎	○	西尾総合印刷株式会社 代表取締役社長	長年にわたり西尾総合印刷株式会社の経営に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を有していると判断しております。 なお、当社と同社との間に物品購入の取引関係がありますが、意思決定に影響を与える規模ではないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

有澤 和久	○	有澤会計事務所代表	長年にわたり公認会計士及び税理士として専門的な知識や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、業務執行を行う経営陣から独立した視点に基づく経営の監督とチェック機能に期待し、同氏を独立役員に指定しております。
-------	---	-----------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、監査役との間で随時に連絡会を開催しております。
 監査室が全部門を対象に定期的・随時に会計・業務監査を実施しており、監査役に監査報告をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田 久	他の会社の出身者													
佐藤 浩	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

松田 久		両備ホールディングス株式会社 代表取締役社長	長年にわたる運送業界での業務経験によりグローバルな視野を有するとともに、コンプライアンス等の知見も深く、豊富な経験と見識を有しており客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して指導及び監査することが期待されると判断しております。 なお、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。
佐藤 浩		損害保険ジャパン日本興亜株式会社 岡山支店長(理事)	長年にわたる保険業界での業務経験によりグローバルな視野を有するとともに、コンプライアンス等の知見も深く、豊富な経験と見識を有しており客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して指導及び監査することが期待されると判断しております。 なお、当社と同社との間に保険契約の取引関係があります。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

特段になし

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期 取締役報酬総額(社外取締役を除く) 124,350千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役(社外監査役)に対し、当該期の業績、重要案件について説明、報告を行い、経営に係わる情報を共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役15名(うち社外取締役2名)で構成され、3ヶ月に1回以上開催される定時取締役会や、必要に応じ随時開催される臨時取締役会において、経営方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともにコンプライアンス、業務執行の状

況等についてグループ全体の監督を行い、迅速な意思決定を行っております。

(b) 監査役会

当社は、監査役制度を採用して監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、四半期毎の他、議案が生じた場合に開催しております。また、各監査役は、監査役会で定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の遂行状況を監視しております。

(c) 役員連絡会

当社の役員連絡会は、取締役及び各担当部長が出席し、業務連絡の他、重要性の低い事案等の確認を行う場として、毎週月曜日に開催しております。

(d) 会計監査人

当社の会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けている他、適宜助言、指導を受けており、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。

(e) 内部監査

当社は、社長直属の組織として監査室を設け、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しており、監査結果はトップマネジメントに報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のように取締役15名のうち、2名の社外取締役を選任し、外部の客観的な意見を取り入れることにより、取締役会の監督機能を強化し、意思決定の適正性、妥当性及び透明性の確保を図っております。また、監査役は取締役会へ出席し、経営の意思決定プロセスの健全性を確保するために適切な助言・提言を行うとともに、業務執行の違法性に関して監査を行うなど、会計監査人や内部監査部門との連携を通じて、コンプライアンスと社会的信頼の維持・向上に努めており、経営の管理体制は現在のところ機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	特段になし

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて、決算情報その他の適時開示資料、事業報告書等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	低公害車への更新、CNG車の導入、環境の負荷を軽減するためドライブレコーダーの導入、エコドライブ等の取り組みを行っております。また、災害などが発生した場合、公的機関からの要請による物資の緊急・救援輸送に対応しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令の遵守及び適正な業務執行のための体制を整備し、運用することが、重要な経営の責務であると認識し、以下のとおり、内部統制システムの構築・整備を実施しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を最重要課題と位置付け、取締役一人ひとりが周知徹底しコンプライアンスを遵守し行動する。コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る事項を管理推進していく。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の決定に関する記録は、社内規程に基づき作成・保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス、環境、災害、品質などに係るリスク管理は、社内規程で定めるとともに、各関係部門で必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・整備等を行い、適切に運用する。

(2) 新たに生じたリスクに対応するために必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

(1) 3ヶ月に1回以上開催する取締役会に監査役が出席し、職務執行状況等を把握する。

(2) 緊急を要する場合は、必要に応じて取締役会を開催する。

5. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス規程に基づき運用し、教育・指導を実施する。

(2) 内部監査を実施する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は業務執行についてグループ全体の監督を行い、監査室は業務執行やコンプライアンスの状況等について内部監査を実施する。

7. 監査役の補助使用人に関する事項

現状では監査役の補助使用人を配置していないが、必要に応じ事務室を設置する。

8. 監査役の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の補助使用人の人事は監査役会の同意を必要とする。当該使用人は監査役の指示に従い職務を遂行する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。

(2) 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求める。

(3) 監査室は、内部監査の結果を監査役に報告する。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に必要な費用について会社に請求があった場合、速やかに前払又は償還に応じる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査室及び総務・経理部門等は監査役の事務を補助する。

12. 反社会的勢力の排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。

この方針の遂行のために、情報収集や外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 法令及び定款の遵守（コンプライアンス）に対する取組みの状況

(1) 当事業年度においては、リスク管理委員会・コンプライアンス委員会を4回開催し、コンプライアンスに関する重要事項などに関し、担当部室から報告を受け代表取締役社長に報告しました。また、諸規程の改定を行い、常に社内で見られる状態にしております。

(2) 社内定例会議、新入社員研修において内部統制とコンプライアンスに関する研修を行いました。また、内部コンプライアンス規程に基づき、内部通報制度を設定しており担当部署によって適切に運用を行っております。

(3) 取引先については「反社会的勢力排除規程」に基づき新規取引先はもちろん、既存の取引先に関しても厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしています。

2. 取締役の職務執行の効率性確保に対する取組みの状況

定時取締役会を6回、臨時取締役会を適宜実施しており、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役会議事録、稟議書等は規程に基づき、保存期間・所管部署を定めて適切に管理しています。

4. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理委員会を設置して、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、定期的に見直すとともに、必要に応じ損失を減らすための対応を行っております。

また、各部門から選出されたメンバーにより課題を検討し、効率的に損失の危機への対応を行っております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社の企画室にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、重要な事項については、事前に承認申請または報告を行っております。また、監査役及び監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針と定めております。

社内に対応統括部署を設置し、関係行政機関や他企業等からの情報収集に努めるとともに、社内に向けては情報の共有化、対応マニュアルの整備など、反社会的勢力の排除に向けた体制としております。

また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

当社の会社情報の総括管理責任者は経理部担当取締役、情報取扱責任者は総務部担当取締役であります。

投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算及び当社グループの情報は早期に把握し、適時開示規則に該当する会社情報については、原則として取締役会の承認をもって、迅速、正確かつ公平な開示を適時・適切に行うこととしております。

取締役会は、経営方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事実については、コンプライアンス、業務執行、グループ全体の状況等を十分に審議し決定しております。また、監査役は当社グループ全体の業務執行等について監査を行っており、取締役会への出席、財産の状況等の調査を通じ、取締役会の職務執行の監査を行うこととしております。

緊急を要する場合は、総括管理責任者が社長と相談の上、適時・適切に開示を行うこととしております。

情報の開示については、株式会社東京証券取引所の適時情報開示システム (TDnet) により提出するとともに、同取引所内の記者クラブへの資料配布を行うこととしております。

なお、開示された資料は、当社ホームページへも掲載することとしております。

